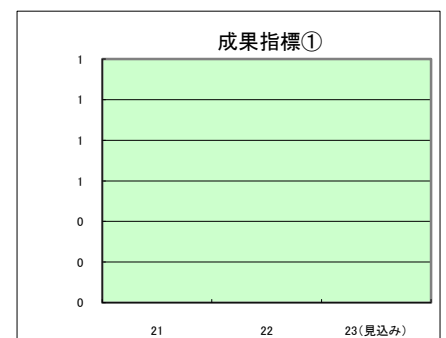
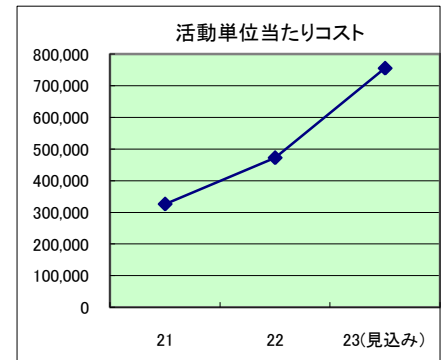


事務事業名		介護給付等費用適正化事業		会計	8	介護保険特別会計
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	款	7	地域支援事業費
	施策(節)	3	高齢者福祉	項	2	包括的支援事業・任意事業費
	施策の方向	(1)	地域包括ケアシステムの構築	目	2	任意事業費
	関連する計画等	第4期高年者いきいき計画		事業	1	介護給付等費用適正化事業
対象(誰を・何を)				作成部署	高年介護課	
介護サービス事業者及びサービス受給者				連絡先	072 - 958 - 1111 内線 1390	
意図(どういう状態にしたいのか)						
介護サービスの内容及び費用の適正化を図る。						
・認定調査等の適正化、ケアプラン及びサービス計画の内容点検、医療情報との突合等報酬請求の点検、住宅改修等の適正化、介護給付費通知 他 ・事業者指導及び監督 ・平成19年12月に策定した給付適正化計画に基づく事業の実施						
根拠法令等		介護保険法				
事業開始時期		☐ 昭和 15 年開始 ☐ 明確にはわからない ☒ 平成 15 年開始 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている				
事業開始時からの状況変化		介護給付等費用適正化計画書の作成				
市民や議会の要望		適正な介護サービスの実施及び事業者の指導等				
実施手法		☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()				
委託先		☐ 市外郭団体委託 名称() ☐ 民間委託 ☐ その他		委託内容		

区 分		21年度	22年度	23年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】 (千円)		371	4	500	
人件費【2】 (千円)		20,175	15,120	22,176	
職員数	正規職員	2.05 人	1.50 人	2.23 人	
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	嘱託職員	2.00 人	1.80 人	2.55 人	
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間	
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		20,546	15,124	22,676	
財源内訳	国費 (千円)	6,067	5,587	6,292	
	府費 (千円)	3,034	2,793	3,146	
	市債 (千円)				
	その他 (手数料・使用料等) (千円)	3,034	2,793	3,146	
	一般財源 (千円)	8,411	3,951	10,092	
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
① ケアプランチェック		件	63	32	30
② 集団指導等		回	1	3	1
③					
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)		326,127 円	472,625 円	755,867 円	
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		173 円	128 円	192 円	



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名	単位	指標設定の考え方	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	① 介護給付費用適正化(式)		介護保険給付費の適正な執行を目的としており、指標設定困難	目標実績	達成率(%)	
	② (式)			目標実績	達成率(%)	

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	適正な介護サービスの実施に必要な事業である。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	介護保険事業において、給付適正化等は事業評価を行う上で推進すべき事業である。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☒	☐	☐	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	事業の目的に応じた人員配置の増等を行うことにより事業者の指導をより効果的に行うことが可能となる。 ケアプラン点検等は民間委託も可能であるが、公平性を確保できるか等の問題が考えられ、検討は慎重にすべきである。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☐	☒	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	介護保険サービスを取り巻く環境は年々変化する状況にあることから事業の継続的な実施が必要である。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☐	☒	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	介護サービス受給者等に対しても事業の目的達成を望む状況にある。
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☒	☐	☐	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☒	☐	☐	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☒	☐	☐	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☐	☐	☒	介護保険事業が多種多様化するなかでサービス受給者、事業所への波及的効果も図れるよう努力が必要。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☐	☐	☒	
		成果指標は前年度より向上している	☐	☐	☒	

担当 部局 評価	総合評価	
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	急増する介護給付費につき適正な対策を講じることは急務となっているが、現行の人員では、法令で定める事務を執行、対応することが困難である。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 適切な人員確保等の地方財政措置が講じられるよう厚生労働省への要望に努める。	
	総合評価	評価理由・意見

☒ 拡大・充実
☒ 現状維持
☐ 方法改善
☐ 民営化・民間委託
☐ 縮小
☐ 廃止・休止
☐ 完了